

2015. 3. 1

りんごの議会



～1月に開催した議会活性化セミナー～

主な内容

- こんなこと決まりました…………… 2～5 P
- 行政報告…………… 6～7 P
- 一般質問
 - この課題に質問が集中…………… 8～9 P
 - ここが聞きたい一般質問…………… 10～21 P
- 委員会活動報告・意見書…………… 22 P
- 議長室からこんにちは・町民のご意見…………… 23 P
- 議会の動き…………… 24 P



新年度から始まる 町税等のコンビニ・クレジット納付



冬季生活支援費助成事業

(第6号)は、7241万5千円を増額し、総額77億8433万5千円としました。主な事業は、

家計費を圧迫する暖房用の灯油代の高騰などに対する生活費の支援として、高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯に助成するものです。

一世帯当たり1万2千円です。助成金の金額に

南6条団地屋根雪下ろし業務委託

高齢化が進んでいる南6条団地。住民自らの雪

（第6号）は、7241万5千円を増額し、総額77億8433万5千円としました。主な事業は、

道道二セコ高原比羅夫線防犯灯整備事業負担金

工事費が増額となつた分、負担金も増額となりました。国と道が6割負担し、残りが町の負担となります。場所はひらふ坂の手前部分です。

一般会計

補正予算

第4回定例会

平成26年第4回定例会を12月1日から11日までの11日間の会期で開催しました。

一般会計と国民健康保険・後期高齢者医療保険・公共下水道事業の3つの特別会計の補正予算を原案どおり可決しました。

議員提案による「俱知安町議会の議決すべき事件を定める条例」（詳細は4頁参照）を全会一致で可決しました。また、子ども子育て支援に関する3件の新たな条例（詳細は5頁参照）を制定しました。10件の条例の一部改

ついて前年を単に踏襲するのではなく、その年の経済状況などを総合的に勘案した金額とすべきではないかとの質疑がありました。

主な補正予算額

（金額は万円未満切り捨て）

一般会計（第6号）	7241万円
冬季生活支援費助成事業（3件）	984万円
外国人患者通訳サービス事業補助金	202万円
基幹水利施設管理費（双葉ダム）委託	432万円
南6条団地屋根雪下ろし業務委託	200万円
道道二セコ高原比羅夫線防犯灯整備事業負担金	110万円
国民健康保険事業特別会計（第4号）	△269万円
後期高齢者医療事業特別会計（第1号）	118万円
公共下水道事業特別会計（第2号）	390万円

正の内、9件は原案どおり可決しましたが、地方卸売市場設置管理条例の一部改正は、経済建設常任委員会に付託し、詳細審議を行うことになりました。

羊蹄山麓の6町村の一般廃棄物の焼却処理に係る事務委託の廃止に関する協議を行ったところ、可決しました。

意見書は1件を採択しました。作井議員の辞職により欠員となっていた審議会の委員を推薦しました。

国民健康保険事業 特別会計

(第4号)は、保険基盤安定繰上金や前年度繰上金が確定したことなどにより269万円の減額としました。

後期高齢者医療 事業特別会計

(第1号)は、広域連合の負担金や前年度繰越金が確定したことなどにより118万円の追加としました。

公共下水道事業 特別会計

(第2号)は、北電の電気料金値上げによる光熱水費390万円を追加しました。

税条例の一部改正

新年度から町税のコンビニ収納やクレジット収納も可能になります。同時に督促手数料を廃止する改正です。町営住宅の家賃や保険料の督促手数料なども廃止となります。

国民健康保険税 条例の一部改正

保険税の賦課限度額を、後期高齢者支援金課税額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に引き上げる改正です。

原田議員より「収入と支出の差の問題による引き上げではなく、単純に国の引き上げに合わせるのはいかがか。消費税が8%に増額になつても社会保障が充実されていない」との反対討論がありましたが、賛成多数で可決しました。

奨学金給与条例の 一部改正

現在、日本学生支援機構等や俱知安町農業後継者修学奨学金制度等の奨学金を受けている者は対象外としていますが、さらにその他の奨学金制度を利用している者も対象外とする、重複しないよう広く多くの対象者に修学の機会を与えることに象外としています。する改正です。

原田議員より「電気料金が値上げされているのに電柱の占用料を値下げする理屈が分からぬ」と質疑がありました。国道の占用料との均衡を図るもので、北電分で30万円程の減収となります。

重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正

国の母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、母子の他に「父子」を加える改正です。

羊蹄山ろく発達支援センター設置管理条例条例の一部改正

国児童福祉法の改正に伴い、条例に引用している条項に合わせるために改正です。

道路占用料徴収条例の一部改正

町税による督促手料の廃止に準じる督促手料の廃止。また、国道道路法施行令の改正に伴い、道路占用許可対象に太陽光発電設備等の工作物の追加と占用料の額の見直しの改正です。

原田議員より「電気料金が値上げされているのに電柱の占用料を値下げする理屈が分からぬ」と質疑がありました。国道の占用料との均衡を図るもので、北電分で30万円程の減収となります。

普通河川管理条例の一部改正

町道の占用料の改正に合わせて、河川土地の占用料の見直しと一部条文の整理をする改正です。道路と同様に占用料は減収となります。

地方卸売市場設置管理条例条例の一部改正

地方卸売市場の市場使用料を平成21年10月1日から27年3月31日の期間に限り、その算定率を0.6%から0・3%に引き下げてきましたが、その減額期間を平成30年3月31日まで3年延長する改正です。

更に詳細な審査を必要とするため、経済建設常任委員会に付託しました。

その他

議員辞職により欠員となつて下水道事業運営審議会委員に柿政信議員を推薦することにしました。

規約の改正

一般廃棄物の焼却処理に係る事務の委託の廃止に関する協議

新年度より一般廃棄物の焼却処理から固体燃料化処理に移行することに伴い、これまで一般廃棄物の焼却処理に係る事務の委託を受けていた羊蹄山麓の蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町とそれぞれの委託を廃止する協議を行いました。

全国生活と健康を守る会後志・小樽本部による陳情

「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書」

は、厚生文教常任委員会に付託して審査することにしました。

意見書は、1件を採択しました。(概要は22頁)

陳情・意見書



俱知安町地方卸売市場

第4回臨時会

平成26年第4回臨時会を11月26日に開催しました。

一般会計と国民健康保険事業・公共下水道事業の2つの特別会計と水道事業会計の補正予算を原案どおり可決しました。

町職員給与条例の一部改正を審議し可決しました。

条例の改正

町職員給与条例の一部改正

人事院勧告により国家公務員給与が改定されたことに伴い、町職員の給料月額と期末・勤勉手当の支給率、通勤手当の額の改正です。

月例給は若干層に重点を置いています。初任給も2千円の引き上げです。

期末・勤勉手当は年0・15月分の引き上げです。

原田議員より「まず独自削減を止めるべきで、消費税増税分ほど引き上げるべきと考える。」との反対討論がありました。

また、笠原議員より「上げ幅が少ないから反対するのではなく、わずかでも上げるべき。」との賛成討論がありました。

補正予算

一般会計補正予算(第5号)

人件費の増額で、1265万6千円を増額し、総額77億1192万円としました。

また、特別会計・事業会計も人件費の増額で、国民健康保険事業特別会計は22万6千円の追加、公共下水道事業特別会計は、34万3千円の追加、水道事業会計はボンブの修繕費含めて107万8千円の追加としました。

報告

12月に行われる衆議院議員総選挙に伴う選挙費919万8千円の増額を専決処分で行つた旨の報告があり、承認しました。

議員提案による

「議決すべき事件を定める条例」を制定

総合計画は、将来、俱知安町をどのような町にしていくのか、そのためには誰が、どんなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものです。町の福祉や都市計画、環境といつた全ての計画の基本となるもので、町の「まちづくりを進めて行くための道しるべ」ともいえます。

俱知安町では、第5次総合計画を平成20年に策定し、12年間の基本構想の基でまちづくりが進められています。

かつて、地方自治法において、総合計画の基礎部分である「基本構想」については、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。

しかし、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、町において基本構定や議会の議決を経る必要があります。

以上のようないくつかの問題を抱える中で、議会改革に関する特別委員会では、地方自治法第96条第2項で「条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」と規定されています。

よって、基本構想や基本計画について議会の議決を得ることが重要だとあります。

また、都市計画マスター・プランについても、長期展望に立つた将来像や町が行う都市計画の方針を明らかにするもので、総合計画と同様に議

会の議決を経る必要があります。

町民の代表である議会の承認を得ることは、行政のみで策定するものではなく、町全体の総意により策定されるものであることを裏づけるためにも必要で重要なことです。

よつて、基本構想や基本計画について議会の議決を得ることが重要だとあります。

また、都市計画マスター・プランについても、長期展望に立つた将来像や町が行う都市計画の方針を明らかにするもので、総合計画と同様に議



各議員の贊否

賛否の分かれた議案のみ掲載しています。他の議案については、全員が賛成しました。

審議結果	議案名等	樋口	笠原	竹内	田中	伊達	磯田	佐名木幸子	榎政信	原田	森下	鈴木	盛多	阿部	三島
		敏昭	啓仁	隆	義人	隆	龍一	幸子	芳男	義照	芳幸	勝美	和則	喜吉	
第4回 臨時会															
可	俱知安町職員給与条例の一部改正	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
可	一般会計補正予算(第5号)	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
可	国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
可	公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
可	水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
第4回 定例会															
可	俱知安町国民健康保険税条例の一部改正	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	－	○	○
可	俱知安町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	－	○	○
可	俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	○	○	－	○	○	○	○	○	○	×	○	－	○	○

鎌本保昭議長は採決に加わりません。○は賛成、×は反対、△は退席、-は欠席

子ども・子育て支援法に基づく

「子ども子育て支援」の3条例を制定

子ども・子育て支援法に基づき三つの条例を制定しました。

**特定教育・保育施設
及び特定地域型保育
事業の運営に関する
基準を定める条例**

家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業を実施するために必要となる設備及び運営に関する基準を定めるためのものです

この条例の概要是、家庭的保育を提供する衛生環境、人員の基準、虐待等の禁止、健康診断、苦情への対応、設備、職員の保育時間、利用定員等の基準を定めるものです。賛成多数で可決しました。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施するために必要となる設備及び運営に関する基準を定めるものです。

この条例の概要は、衛生環境、人員の最低基準、設備の基準、職員の要件と支援児童数、虐待の禁止、開所時間及び日数、保護者との連絡、事故発生時の対応などの基準を定めるものです。

賛成多数で可決しました。

生環境 人員の最低基準
設備の基準、職員の要件
と支援児童数、虐待の禁
止、開所時間及び日数、
保護者との連絡、事故発
生時の対応などの基準を
定めるものです。

原田議員の反対討論
「子ども子育て支援新制度は、国や町の責任を大きく後退させる。さまざまな保育形態が設定され保育の質の差を生じさせられる。保育料以外の徴収も可能となり、保護者の所得格差が保育格差につながる。安全・安心な保育を維持する観点から反対する。」

この条例の概要是、利用定員、受給資格等の確認、心身の状況把握等の基準、緊急時の対応、虐待等の禁止、苦情解決、利用者負担額等の受領などを定めるものです。

採択の結果、賛成多数で可決しました。

「小規模保育のA型B型とも同じ定員だが、保育士の基準に差があり、保育に格差が生じる。公立と民間で格差ができるので、安全・安心な保育を維持する観点から反対する。」

